

介護付き有料老人ホーム ケアメディカルはなまき
重要事項説明書

記入年月日	2024.07.01
記入者名	櫻木 正啓
所属・職名	施設長

1. 事業主体概要

種類	個人 / 法人 ※法人の場合、その種類 公益財団法人	
名称	(ふりがな) こうえきざいだんほうじん そうごうはなまきびょういん 公益財団法人 総合花巻病院	
主たる事務所の所在地	〒025-0082 岩手県花巻市御田屋町4番56号	
連絡先	電話番号	0198-23-3311
	FAX番号	0198-24-8163
	メールアドレス	info@hanamakihospital.or.jp
	ホームページアドレス	http://www.hanamakihospital.or.jp/
代表者	氏名	大島 俊克
	職名	理事長
設立年月日	大正12年11月2日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほーむ けあめでいかるはなまき 介護付き有料老人ホーム ケアメディカルはなまき	
所在地	〒025-0082 岩手県花巻市御田屋町4番56号	
主な利用交通手段	最寄駅	花巻駅
	交通手段と所要時間	花巻駅より岩手県交通バス乗車(北上駅前方面) ○ 豊沢町停留所で下車、徒歩3分
連絡先	電話番号	0198-23-7111
	FAX番号	0198-23-7112
	メールアドレス	cm-hanamaki@cm-hanamaki.com
	ホームページアドレス	http://cm-hanamaki.com
管理者	氏名	櫻木 正啓
	職名	施設長
建物の竣工日		2019年11月16日
有料老人ホーム事業の開始日		2020年4月1日

(類型)【表示事項】

1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
3 住宅型		
4 健康型		
1又は2に 該当する場 合	介護保険事業者番号	0370501843
	指定した自治体名	岩手県南広域振興局
	事業所の指定日	2020年3月9日
	指定の更新日(直近)	年 月 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	100,774.22 m ²			
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地			
		2 事業者が賃借する土地			
		抵当権の有無	1 あり	2 なし	
建物	延床面積	全体	21,096.76 m ²		
		うち、老人ホーム部分	4,594.39 m ²		
	耐火構造	1 耐火建築物			
		2 準耐火建築物			
3 その他 ()					
構造	1 鉄筋コンクリート造				
	2 鉄筋造				
	3 木造				
	4 その他 ()				
所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
	2 事業者が賃貸する建物				
	抵当権の設定	1 あり	2 なし		
	契約期間	1 あり (年 月 日～ 年 月 日)			
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室			
		2 相部屋あり			
		最小	人部屋		
	最大	人部屋			
	トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
タイプ1	有	無	18.60 m ² ～ 22.90 m ²	79 室	一般居室個室 (兼介護居室個室)
タイプ2	有	有	25.70 m ² ～ 25.90 m ²	6 室	一般居室個室 (兼介護居室個室)
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。					
共用施設	共用便所における便房	9 ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房		9 ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房		9 ヶ所
	共用浴室	12 ヶ所	個室		12 ヶ所
			大浴場		－ ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	6 ヶ所	チェアー浴		－ ヶ所
			リフト浴		－ ヶ所
			ストレッチャー浴		3 ヶ所
その他(機械浴)				3 ヶ所	
食堂	1 あり	2 なし			
入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり	2 なし			
エレベーター	1 あり(車椅子対応)				
	2 あり(ストレッチャー対応)				
	3 あり(上記1・2に該当しない)				
	4 なし				
消防用設備等	消火器	1 あり	2 なし		
	自動火災報知機	1 あり	2 なし		
	火災通報設備	1 あり	2 なし		
	スプリンクラー	1 あり	2 なし		
	防火管理者	1 あり	2 なし		
防災計画	1 あり	2 なし			
その他	機能訓練室、談話室、事務室、医務室、相談室、洗濯室、汚物処理室、駐車場				

4. サービスの内容

(全体の方針)

【運営に関する方針】			
入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の在宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の在宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮し、入居生活において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。			
【サービスの提供内容に関する特色】			
○ 入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重した個別ケアを提供します。			
○ 併設されている病院と連携し、適切な医療の提供と自律生活を提供します。			
○ 心身機能・活動・参加へのアプローチを行い、役割や生きがいを持って生活できるよう支援します。			
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1 自ら実施	2 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	A D L維持等加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	夜間看護体制加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	若年性認知症入居者受入加算		1 あり	2 なし
	協力医療機関連携加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	口腔栄養スクリーニング加算		1 あり	2 なし
	科学的介護推進体制加算		1 あり	2 なし
	退院・退所時連携加算		1 あり	2 なし
	退去時情報提供加算		1 あり	2 なし
	看取り介護加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	認知症専門 ケア加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	新興感染症等施設療養費		1 あり	2 なし
	生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
		(Ⅲ)	1 あり	2 なし
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
		(Ⅲ)	1 あり	2 なし
		(Ⅳ)	1 あり	2 なし
	(Ⅴ)(1)	1 あり	2 なし	
	(Ⅴ)(2)	1 あり	2 なし	
	(Ⅴ)(3)	1 あり	2 なし	
	(Ⅴ)(4)	1 あり	2 なし	
	(Ⅴ)(5)	1 あり	2 なし	
	(Ⅴ)(6)	1 あり	2 なし	
	(Ⅴ)(7)	1 あり	2 なし	
	(Ⅴ)(8)	1 あり	2 なし	
	(Ⅴ)(9)	1 あり	2 なし	

		(V) (10)	1	あり	2	なし
		(V) (11)	1	あり	2	なし
		(V) (12)	1	あり	2	なし
		(V) (13)	1	あり	2	なし
		(V) (14)	1	あり	2	なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1	あり	(介護・看護職員の配置率) 1.7 : 1			
	2	なし				

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	1 救急車の手配 2 入退院の付き添い 3 通院介助 4 その他 ()	
協力医療機関	名称	公益財団法人 総合花巻病院
	住所	〒025-0082 岩手県花巻市御田屋町4番56号
	診療科目	内科、外科、整形外科
	協力内容	24時間救急診療受入、訪問診療、健康診断など
協力歯科医療機関	名称	八重樫歯科医院
	住所	岩手県花巻市東町4-1-1
	協力内容	歯科診療

(入居後に居室を住み替える場合)※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他 (居室間の移動について)	
判断基準の内容	○ 入居者の日常生活の維持及び事業所運営上、特に支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合にはお客様の居室を変更することがあります。 ○ この場合、追加費用は発生しないものとします。また個室の一般居室（兼介護居室）の入居者は、別の個室の一般居室（兼介護居室）への変更となります。転室に伴い、構造若しくは、仕様の変更又は当初の居室と比較し面積が増減することがあります。	
手続きの内容	○ 居室変更の理由及び状況説明を行います。 ○ 入居者本人及びその家族等の同意が得られた場合に居室変更を行います。	
追加的費用の有無	1 あり 2 なし	
居室利用権の取扱い	○ 利用権の対象居室は、当初の居室から変更後の居室に変更となります。	
前払金償却の調整の有無	1 あり 2 なし	
従前の居室との 仕様の変更	面積の増減	1 あり 2 なし
	便所の変更	1 あり 2 なし
	浴室の変更	1 あり 2 なし
	洗面所の変更	1 あり 2 なし
	台所の変更	1 あり 2 なし
	その他の変更	1 あり (変更内容) 構造もしくは仕様に変更がある場合があります。
	2 なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1	あり	2	なし
	要支援の者	1	あり	2	なし
	要介護の者	1	あり	2	なし
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入居対象となる年齢条件 概ね65歳以上 (契約開始日時での年齢) ○ 自立及び介護保険要介護、又は要支援認定が要介護・要支援の方 ○ 複数入居者による共同生活を営むことに概ね支障がない方 ○ 入居決定は、申込者の介護の必要の程度及び家族の状況等を勘案した上で、入居判定により決定します。 				
契約の解除の内容	【有料老人ホーム 入居契約書】及び要介護認定が要介護・要支援の方は【特定施設 入居契約書】に基づく				
事業主体から解約を求める場合	【有料老人ホーム 入居契約書】及び要介護認定が要介護・要支援の方は【特定施設 入居契約書】に基づく				
入居者からの解約予告期間	【有料老人ホーム 入居契約書】及び要介護認定が要介護・要支援の方は【特定施設 入居契約書】に基づく				
体験入居の内容	<p>1 あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ お1人様 タイプ① 1泊 3,820円 (家賃タイプ① 1,890円/日) (管理費 1,930円/日) ○ お1人様 タイプ② 1泊 4,110円 (家賃タイプ② 2,180円/日) (管理費 1,930円/日) ○ 食事は、朝567円、昼594円、夕675円となります。全て税込価格です。 ○ 施設見学は、随時受け入れをしています。 ○ 体験入居の期間は、原則2泊3日程度となります。2泊以上のご希望の場合はご相談ください。 ○ 体験入居の際は、事前に簡単なアセスメント(既往歴、ADLなどの調査)を行います。その結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 <p>2 なし</p>				
入居定員	85人 (85室)				
その他	なし				

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

(職種別の職員数)

2024年7月1日 現在

	職員数 (実人数)			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		1.0
生活相談員	2	2		2.0
直接処遇職員	48	45	3	46.5
介護職員	43	43		43.0
看護職員	5	2	3	3.5
機能訓練指導員	1	1		1.0
計画作成担当者	1	1		1.0
栄養士	1	1		1.0
事務員	4	3	1	3.7
その他職員				
1週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数 ^{※2}				40時間
<p>※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の人数を常勤の従事者の人数に換算した人数をいう。</p> <p>※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。</p>				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士	2	2	
介護福祉士	29	29	
実務者研修の修了者	0		
初任者研修の修了者	8	8	
介護支援専門員	4	4	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	6	3	3
理学療法士			
作業療法士	1	1	
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (17 時～ 9 時)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0.2 人	0.1 人
介護職員	9.0 人	6.0 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	1.7 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり 2 なし					
	業務に係る資格等		1 あり 2 なし					
	資格等の名称		社会福祉主事					
	看護職員	介護職員	生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			14					
前年度1年間の退職者数	1		8					
数業務に 応じ従 事した 職員の 経年 数	1年未満	1	10					
	1年以上	1	1	19	1			
	3年未満							
	3年以上		2	14				
	5年未満							
	5年以上					1	1	1
10年未満								
10年以上								
従業者の健康診断の実施状況			1 あり	2 なし				

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 終身利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
<p><利用料金の支払方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者又はご家族からの指定金融機関口座からの自動振替を原則とします。 ○ 請求書送付者宛に当月利用料金の明細書を付して、翌月25日までに請求を送付します。 ○ 当月利用料金の請求書に基づき、利用料金を翌月12日（休日・祭日は前後します）に指定金融機関口座より引き落としさせていただきます。 <p>※ 原則として現金でのお支払いの受領は致しかねますので、ご了承下さい。</p>		
年齢に応じた金額設定	1 あり	2 なし
要介護状態に応じた金額設定	1 あり	2 なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案して改定します。
	手続き	運営懇談会の意見を聴いた上で改定します。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
		要介護1	自立	
入居者の状況	要介護度			
	年齢	80 歳	80 歳	
居室の状況	床面積	18.6 m ²	25.7 m ²	
	便所	1 有 2 無	1 有 2 無	
	浴室	1 有 2 無	1 有 2 無	
	台所	1 有 2 無	1 有 2 無	
入居時点で必要な費用	前払金	0 円	0 円	
	敷金	0 円	0 円	
月額費用の合計（一月30日の計算）		189,837 円	178,380 円	
家賃（非課税）		56,700 円	65,400 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護 ^{※1} の費用（非課税） （右記は、養介護1の1割負担額を計上しています。また加算給付により変更があります。）	20,157 円	0 円 ※ 自立の場合	
	※2 介護保険外	介護費用（税込）	0 円	0 円
		管理費（非課税）	57,900 円	57,900 円
		食費（税込）	55,080 円	55,080 円
		光熱水費（非課税）	管理費に含む	管理費に含む
	選択サービス及びその他（税込）	実費	実費	
<p>※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。</p> <p>※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）</p>				

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃 (非課税)	建物建設費用、器具備品費用
敷金 (非課税)	なし
介護費用 (課税)	なし ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費 (非課税)	居室、共用施設等の維持・管理費、事務・管理部門職員の人件費・事務費、光熱水費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費
食費 (課税)	○ 朝食 567円 (うち消費税 42円) 昼食 594円 (うち消費税 44円) 夕食 675円 (うち消費税 50円) 【1日合計 1,836円 (うち消費税 136円)】 【1ヶ月合計 55,080円 (うち消費税 4,080円)】 ※ 厨房の食事オーダー前に欠食を申し出ただけであれば、料金は発生いたしません ・朝食オーダー期限 (前日の15:00まで) ・昼食オーダー期限 (当日の9:30まで) ・夕食オーダー期限 (当日の14:30まで) ※ 上記の「朝食・昼食・夕食」の食材費においては、低減税率(8%)の対象となります ○ 食材費、栄養士その他食事部門の人件費、水道光熱費、設備・備品代(食器等)の支払いに充当
光熱水費 (非課税)	管理費に含む (電気、ガス、水道などの料金)
利用者の個別的な選択によるサービス利用 (課税)	別添2
その他のサービス利用料 (課税)	別添2

(NHK受信料について)

NHKが実施する「事業所等における受信機の設置状況調査」におきまして、居室内にテレビを設置し視聴している入居者である場合、設置状況調査にその旨を報告することとなります。設置状況調査終了後、NHK受信契約を締結し受信料を支払う流れとなります。下記に受信料についての詳細を記載しましたので、必要に応じて受信契約を取り交わされますようお願いいたします。

※ NHK受診契約のお手続きに関しまして、当施設でもサポートさせていただきます

なお、受信契約に関する詳細につきましては、NHKに直接お問い合わせ(電話0120-151515)下さいますようお願いいたします。

1 受信料について

契約名	支払方法	1ヶ月払い	2ヶ月払い	6ヶ月払い	12ヶ月払い
衛生放送契約 (地上波・BS)	・口座振替	2,170円	4,340円	12,430円	24,185円
	・クレジットカード				
	・振込用紙	2,220円	4,440円	12,715円	24,740円

「半額免除について」

- ① 障害者手帳を所持していて、その等級が1級か2級で入居者自身が世帯主である場合、上記受信料の半額が免除されます
- ② 入居する前、入居者と家族が同じ家に住んでおり、既にその家で受信料を払い続けている場合は、上記受信料の半額が免除されます(家族割引)

2 受信契約の状況確認

■ 受信契約が必要なケース

- ① 家族と同居している状態から、当施設を入居し居室にテレビを設置している場合
※ 半額免除の家族割引対象となります
- ② 入居に合わせて一旦受信契約を解除してから、当施設へ入居し居室にテレビを設置している場合

■ 受信契約必要がないケース

- ① 一人暮らしをしていて既に受信契約をしている(受信料を払い続けている)入居者が、当施設を入居した場合
※ 受信契約の住所変更が必要となります
- ② 当施設の居室にテレビを設置していない入居者の場合

(駐車料金について)

入居者本人が車両を使用するために必要とする駐車場につきましては、総合花巻病院 第四駐車場をご準備致します。
 駐車料金は1ヶ月 3,000円となります。
 ただし、特別な事情等がある場合は、駐車料金について別途協議させていただきます。
 また、総合花巻病院 第四駐車場が満車である場合などご利用になれない場合は、近隣の駐車場をご案内いたします。
 なお、駐車場で発生いたしました事故・盗難などのトラブルにつきましては一切の責任を負いかねますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	別添3 ※ 要介護度（要支援含む）に応じて介護費用の1割、2割、3割の負担割合になりますが、各個人の所得状況により負担割合が決められています
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	○ 介護保険制度における人員配置が手厚い場合とは、要介護者等の数が2.5又はその端数を増すごとに1人以上の直接処遇員（看護・介護職員）が配置されていることとされています。 ○ 当施設では、この手厚い人員配置（2.5：1以上）にそってサービス提供をしておりますが、この費用は介護保険給付で賄いますので追加の料金はありません。
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領)※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間（償却年月数）		ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他（名称：_____）	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	16 人
	女性	63 人
年齢別	65歳未満	1 人
	65歳以上75歳未満	3 人
	75歳以上85歳未満	14 人
	85歳以上	61 人
要介護度別	自立	3 人
	要支援 1	2 人
	要支援 2	4 人
	要介護 1	13 人
	要介護 2	27 人
	要介護 3	12 人
	要介護 4	17 人
	要介護 5	1 人
入居期間別	6ヶ月未満	15 人
	6ヶ月以上1年未満	14 人
	1年以上5年未満	50 人
	5年以上10年未満	0 人
	10年以上15年未満	0 人
	15年以上	0 人

(入居者の属性)

平均年齢	88.5 歳
入居者数の合計	79 人
入居率 [※]	92.9 %
※ 入居者数の合計を入居定員で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1 人
	社会福祉施設	1 人
	医療機関	3 人
	死亡者	12 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	2 人
		(解約事由の例) 家族が住む近くの施設に来てほしい、特養へ入所する

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称	苦情・相談窓口	
電話番号	0198-23-7111	
対応している時間	平日	8:30 ~ 17:30
	土曜	8:30 ~ 17:30
	日曜・祝日	8:30 ~ 17:30
定休日	なし	
窓口の名称	岩手県国民健康保険団体連合会 苦情・相談窓口	
電話番号	019-604-6700	
対応している時間	平日	9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00
	土曜	定休日
	日曜・祝日	定休日
定休日	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日	
窓口の名称	花巻市長寿福祉課 介護給付係	
電話番号	0198-24-2111	
対応している時間	平日	8:30 ~ 17:15
	土曜	定休日

	日曜・祝日	定休日
定休日	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	(その内容) 福祉事業者総合賠償責任保険 (三井住友海上火災保険 株式会社)
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき	1 あり	(その内容) 福祉事業者総合賠償責任保険 (三井住友海上火災保険 株式会社)
	2 なし	
事故が発生したときの対応	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	1 あり 2 なし	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	2024. 02. 01 ~ 2024. 02. 19
		結果の開示	1 あり 2 なし
第三者による評価の実施状況	2 なし		
	1 あり	実施日	~
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

10. 個人情報の取り扱い

<p>■ 個人情報保護に関する方針</p> <p>事業者は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。</p> <p>① 事業者は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報を慎重に取り扱います。</p> <p>② 事業者は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。</p> <p>③ 事業者は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。</p> <p>④ 事業者は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。</p> <p>⑤ 事業者は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏洩、滅失、毀損などを防止するため適切な措置を講じます。</p> <p>⑥ 事業者は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。</p> <p>⑦ 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。</p> <p>⑧ 事業者は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、各職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。</p> <p>⑨ 事業者は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当施設各職員に周知徹底し確実に実施します。</p>
--

■ 契約者等への施設サービスの提供に必要な利用目的

[施設の内部での利用]

- 事業者が契約者等に提供する介護サービス・日常の医療
- 介護保険事務
- 契約者に係る管理運営業務のうち、
 - ― 入退居等の管理
 - ― 会計・経理
 - ― サービス改善・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - ― 契約者への介護・医療サービスの向上
- 費用の請求及び収受に関する事務

[他の事業所等への情報提供を伴う利用]

- 事業者が契約者等に提供する介護サービス・日常の医療のうち、
 - ― 医療機関および他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ― 契約者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ― 検体検査業務・調理業務の業務委託 その他の業務委託
 - ― 家族等への心身の状況説明
- 介護保険のうち、
 - ― 保険事務の委託
 - ― 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ― 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 給食、リネン、清掃等の業務委託
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 費用の請求及び収受に関する事務

■ 上記以外の利用目的

[施設の内部での利用]

- 事業者の管理運営業務のうち、
 - ― 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ― 事業者において行われる学生等の実習への協力
 - ― 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
 - ― 事業者において行われる事例研究

[他の事業所等への情報提供に係る利用]

- 特定の契約者・関係者についての事例の学会、研究会等での報告は、氏名、生年月日住所等を消去することで匿名化する。匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る。
- 事業者の管理運営業務のうち
 - ― 外部監査機関への情報提供

[ホームページの運営について]

事業者のホームページでは、契約者のふだんのご様子をご家族に知っていただくために写真や文章を掲載しています。

重要な個人情報でもありますので、次のとおり慎重に取り扱います。

- 契約者の氏名は掲載しません
- 掲載するのは、契約者およびご家族から拒否のお申し出がなかった方の写真とします
 - ※ 掲載を希望されない方が含まれる写真などを使用する場合は、個人が特定できないように加工するなど配慮します。
- その他の関係者の氏名・住所・写真なども了解いただいた方に限り掲載します
- 掲載後も、お申し出によりホームページから削除するなどの対応をいたします

11. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年 2 回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名:)	
	2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	1 あり 2 なし	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により届出が不要
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり 2 なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり 2 なし	
合致しない事項がある場合の内容		
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容		

12. 重度化した場合における対応に係る指針 (特定施設入居者生活介護・夜間看護体制加算)

- 1 当事業所は、同一法人 (公益財団法人 総合花巻病院) が同一敷地同一建物内に設置した総合花巻病院を協力医療機関としています。
- 2 夜間については、居室に設置されたナースコール (緊急通話通報装置)、及び電話、訪問等により入居者が直接に体調不良を訴えた場合、又は夜勤の介護職員の観察により入居者の体調不良が認められた場合は、オンコールにより当事業所の看護師による居室訪問を行い、状況に応じて総合花巻病院かかりつけ医による往診又は入院措置など、総合花巻病院にて夜間受診等の対応を行うこととなります。
また特に重篤な状態であり専門の診療が必要と医師が判断した場合には、外部の病院への緊急搬送などの対応を行います。

13. 医療機関連携加算の給付、及びこれに伴う主治医への健康情報提供

看護職員等が入居者の健康の状況を継続的に記録し、かかりつけ医等に対して月に1回以上情報提供を行います。
情報の提供方法については「介護記録ソフト ワイズマン」を使用し提供します。
情報の内容は、下記のとおりとなります。

- ① 温度板 (体温、脈拍、血圧上・下、SpO2、排泄状況、水分摂取量、食事摂取量)
- ② 状態変化、処置内容、通院状況
- ③ 特記事項 (特に状態変化があった事項)

14. 身体拘束適正化への取り組み

- 1 身体拘束適正化に関する当施設の基本的考え方
身体拘束は、入居者の生活の自由を制限するものであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、「介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的行為」として示されているものに限らず、行動を制限する目的で実施するすべての行為を「拘束」と位置づけ、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。
- 2 介護保険指定基準の身体的拘束禁止
サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 3 介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為
 - ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
 - ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑪ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。
- 4 やむを得ず身体拘束をする場合
当施設は、原則として入居者に対し身体拘束を行いませんが、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入居者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。
その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。
 - ① 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
 - ② 非代替性…身体拘束以外に、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
 - ③ 一時性…入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. 業務継続計画の策定等について

- 1 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 虐待の防止について

当事業所は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 職名： 介護支援専門員 氏名： 菅原 由香
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17. 非常災害対策

- 1 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（施設長 櫻木 正啓）
- 2 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- 3 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回）
- 4 3の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

18. 衛生管理等

- 1 特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

添付書類：別添1 （別に実施する介護サービス一覧表）
別添2 （個別選択による介護サービス一覧表）
別添3 （介護報酬サービス一覧表）

※ _____ 様

説明年月日 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1

事業主体が岩手県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし	総合花巻病院訪問看護ステーション	花巻市御田屋町4番56号
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし	総合花巻病院通所リハビリテーション	花巻市御田屋町4番56号
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	介護付き有料老人ホーム ケアメディカルはなまき	花巻市御田屋町4番56号
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	総合花巻病院居宅介護支援事業所	花巻市御田屋町4番56号
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし	総合花巻病院訪問看護ステーション	花巻市御田屋町4番56号
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	総合花巻病院通所リハビリテーションセンター	花巻市御田屋町4番56号
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	介護付き有料老人ホーム ケアメディカルはなまき	花巻市御田屋町4番56号
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし	総合花巻病院居宅介護支援事業所	花巻市御田屋町4番56号
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		
介護医療院	あり	なし		

別添 2

介護を行う場所 区分	自立者		要支援・要介護者 (特定施設入居者生活介護等利用契約書)	
	専用居室・食堂・機能訓練室等 月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	専用居室・食堂・機能訓練室等 介護保険給付及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
【生活サービス】				
<input type="checkbox"/> 居室清掃	週2回まで実施 (月額利用料を含む)	週3回以上 1,650円/回 (うち消費税 150円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> リネン交換	週1回まで実施 (月額利用料を含む)	週2回以上 1,650円/回 (うち消費税 150円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 寝具リース	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 日常の洗濯	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> ゴミ収集	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 居室配膳・下膳	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> おやつ	適宜対応 (月額利用料を含む)	徴収なし	適宜対応 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 理美容	予約制 実費負担	予約制 実費負担	予約制 実費負担	予約制 実費負担
<input type="checkbox"/> 買物代行 (通常の利用区域)	予約制 週1回 (月額利用料を含む)	週2回以上 1,650円/回 (うち消費税 150円)	予約制 週1回 (月額利用料を含む)	週2回以上 1,650円/回 (うち消費税 150円)
<input type="checkbox"/> 買物代行 (上記以外の区域)	要相談	要相談	要相談	要相談
<input type="checkbox"/> 施設送迎	自立のため提供なし (状態により支援有り)	2,750円/回 (うち消費税 250円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 施設送迎 (個別対応の送迎等)	要相談	要相談	要相談	要相談
<input type="checkbox"/> 役所手続き代行	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 金銭等管理 (現金・通帳等)	自立のため提供なし (状態により支援有り)	要相談	要相談	要相談
【介護サービス】				
<input type="checkbox"/> 食事介助	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 排泄介助	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> おむつ交換	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> おむつ代	自立のため提供なし (状態により支援有り)	実費負担	徴収なし	徴収なし
<input type="checkbox"/> 入浴(一般浴)				
介助	自立のため提供なし (状態により支援有り)	2,750円/回 (うち消費税 250円)	週2回まで実施 (月額利用料を含む)	週3回以上 2,750円/回 (うち消費税 250円)
清拭	自立のため提供なし (状態により支援有り)	2,750円/回 (うち消費税 250円)	週2回まで実施 (月額利用料を含む)	週3回以上 2,750円/回 (うち消費税 250円)
<input type="checkbox"/> 特浴介助	自立のため提供なし (状態により支援有り)	2,750円/回 (うち消費税 250円)	週2回まで実施 (月額利用料を含む)	週3回以上 2,750円/回 (うち消費税 250円)
<input type="checkbox"/> 身辺介助				
体位交換	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
居室からの移動	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
衣類の着脱	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
身だしなみ介助	自立のため提供なし (状態により支援有り)	275円/回 (うち消費税 25円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 機能訓練 (集団・生活リハビリを除く)	自立のため提供なし (状態により支援有り)	550円/回 (うち消費税 50円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
【健康管理サービス】				
<input type="checkbox"/> 定期健康診断	年1回以上 実費負担	年1回以上 実費負担	年1回以上 実費負担	年1回以上 実費負担
<input type="checkbox"/> 健康相談	自立のため提供なし (状態により支援有り)	330円/回 (うち消費税 30円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 生活指導	自立のため提供なし (状態により支援有り)	330円/回 (うち消費税 30円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 服薬支援	自立のため提供なし (状態により支援有り)	330円/回 (うち消費税 30円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 医療処置	自立のため提供なし (状態により支援有り)	330円/回 (うち消費税 30円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> バイタル測定	自立のため提供なし (状態により支援有り)	330円/回 (うち消費税 30円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし

別添 2

介護を行う場所	自立者		要支援・要介護者 (特定施設入居者生活介護等利用契約書)	
	専用居室・食堂・機能訓練室等		専用居室・食堂・機能訓練室等	
区分	月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
<input type="checkbox"/> 緊急時対応 (ケアコール)	24時間対応 (状態により支援有り)	330円/回 (うち消費税 30円)	24時間対応 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	自立のため提供なし (状況により記録実施)	徴収なし	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 医師の往診	必要に応じ実施 (実費負担)	必要に応じ実施 (実費負担)	必要に応じ実施 (実費負担)	必要に応じ実施 (実費負担)
【通院・入退院のサービス】				
<input type="checkbox"/> 通院対応 (協力医療機関)	自立のため提供なし (状態により支援有り)	3,300円/回 (うち消費税 300円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 通院対応 (協力医療機関以外)	自立のため提供なし (状態により支援有り)	3,300円/回 (うち消費税 300円)	要相談	3,300円/回 (うち消費税 300円)
<input type="checkbox"/> 入退院時の同行 協力医療機関	自立のため提供なし (状態により支援有り)	3,300円/回 (うち消費税 300円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 入退院時の同行 協力医療機関以外	自立のため提供なし (状態により支援有り)	3,300円/回 (うち消費税 300円)	要相談	3,300円/回 (うち消費税 300円)
<input type="checkbox"/> 入院中の見舞訪問	自立のため提供なし (状態により支援有り)	3,300円/回 (うち消費税 300円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし
<input type="checkbox"/> 入院中の洗濯物 交換・買物	自立のため提供なし (状態により支援有り)	3,300円/回 (うち消費税 300円)	必要に応じ実施 (月額利用料を含む)	徴収なし

【 自立の入居者におけるサービス提供について 】

健康状態が要介護等ではない自立の入居者については、上記の別添2のように「生活サービス」「介護サービス」「健康管理サービス」「入退院時・入院中のサービス」の提供は原則行わないことになっております。

しかし入居者の状況によっては、これらのサービス提供を行わないと安心・安全・安楽な日常生活を送ることができないと思われる場合は、重要事項説明書 別添2により「生活サービス」「介護サービス」「健康管理及び通院・入退院サービス」を受けることができます。

また、これらのサービスを受けた際は料金が発生します。

「1ヶ月の料金例」

「生活サービス」						
日常洗濯	1 / 回	×	30 日	×	275 円	= 8,250 円
ゴミ収集	1 / 回	×	30 日	×	275 円	= 8,250 円
「介護サービス」						
					単 価	月 額
排泄介助	4 / 回	×	30 日	×	275 円	= 33,000 円
入浴介助	1 / 回	×	8 日	×	2,750 円	= 22,000 円
「健康管理及び通院・入退院のサービス」						
服薬管理	3 / 回	×	30 日	×	330 円	= 29,700 円
バイタル測定	1 / 回	×	4 日	×	330 円	= 1,320 円
						102,520 円

上記の料金例は、入居者本人が自立ではあるものの、

- 足腰が悪く用を足すことや、入浴に関して多少の介助が必要である
- 日常の洗濯やゴミの片付けが難しく支援が必要である
- 飲んでる薬の管理が難しいため、看護師による服薬管理が必要である

などの状況でサービスを受けた場合の1ヶ月における料金例となります。

従いまして、「家賃」「管理費」「食費」の他に、上記に示す「個別的な選択によるサービス料」が加算されることとなります。

そこで当事業所といたしまして、「生活サービス」「介護サービス」「健康管理及び通院・入退院のサービス」における月額定額料金制度を設けましたので、入居者の状態に合わせて月額料金制度に申し込んでいただければと思います。

「月額定額料金」

①「生活サービス」月額定額料金	10,000 円
②「介護サービス」月額定額料金	10,000 円
③「健康管理及び通院・入退院サービス」月額定額料金	15,000 円
合 計	35,000 円

備考1：月額定額料金とは、各サービスを何度受けていただいても料金が月額低額となります

備考2：例えば、服薬管理や協力病院の受診のみ低額にしたいなどの場合、③「健康管理及び通院・入退院サービス」月額定額料金のみを申し込むことができます

備考3：月額定額料金を申し込んだが、実際の日常生活であまりサービスを受けなかった場合は、月額定額料金 新規(変更)申込書を提出いただければ、その月の料金（月途中であれば日割り料金）が発生しますが、申し込んだ日より変更した月額定額サービスを回数料金に変更することができます

■ 「入居時健康診断（検査）及び訪問診療」及び「定期健康診断」について

何らかの疾患があり、定期的（2週間に1回）に訪問診療を受けたいような場合は、「入居時健康診断（検査）及び訪問診療同意書」に署名いただければ、入居時の検査と医師が2週間に1回の頻度で直接居室へ伺わせていただき診療を実施します。

また、入居契約書第13条第1項第1号に記載のとおり「1年に1回以上の定期健康診断」を実施いたしますので、その際は施設看護師よりご案内させていただきます。

月額定額料金 新規（変更）申込書

入居者名	入居者： _____	申込者名 (身元引受人)	申込者： _____
申込区分	<input type="checkbox"/> ①「生活サービス」月額定額料金 10,000 円 <hr/> <input type="checkbox"/> ②「介護サービス」月額定額料金 10,000 円 <hr/> <input type="checkbox"/> ③「健康管理及び通院・入退院サービス」月額定額料金 15,000 円 <hr/> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 申込（変更）適用日 年 月 日より _____ </div>		
確認事項	<p>1. 月額定額料金の制度については、一月に何度各サービスの提供を受けても一律の金額となる制度ですが、一月のサービス提供回数については介護保険法に則った提供回数に準ずることとします。例えば、入浴介助であれば週2回までとさせていただきます。またその他の各サービスの提供回数についても、社会通念上不適切と事業所が判断した場合は、月額定額料金制度を中止し回数料金とさせていただきます。</p> <p>2. 個別機能訓練については、介護保険法の規定にかかわらず週2回までとさせていただきます。なお、接骨院などで提供するいわゆるマッサージの提供は致しません。</p> <p>3. 月額定額料金は、毎月1日から月末までの料金となります。</p> <p>4. 月途中で申し込みをされた場合は、日割りにて請求させていただきます。</p> <p>5. 月途中での変更（①②③いずれかの申込または解約などの変更）の場合も、日割りにて請求させていただきます。</p> <p>6. 月額定額料金の申し込み及び変更（いずれかの解約など）は、一月に1回までとさせていただきます。</p> <p>7. この申し込みは、自立と認められた方が対象となります。</p>		

介護付き有料老人ホーム ケアメディカルはなまき
 施設長 宛

上記の内容について、同意の上申し込みます。

申込者氏名

⑨

	特定施設入居者生活介護	個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅱ	科学的介護体制加算	医療機関連携加算Ⅰ	夜間看護体制加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅰ			介護保険 (1割負担)
要介護度	日額	日額	月額	月額	月額	日額	月額	日額	月額			月額
要支援1	183	12	20	40	100	18	10	18	12.80%			7,399円
要支援2	313											11,798円
要介護1	542											20,157円
要介護2	609											22,424円
要介護3	679											24,793円
要介護4	744											26,993円
要介護5	813											29,328円

※ 状態により「退院・退所時連携加算」「看取り介護加算」など他の加算が算定される場合があります

	特定施設入居者生活介護	個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅱ	科学的介護体制加算	医療機関連携加算Ⅰ	夜間看護体制加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅰ			介護保険 (2割負担)
要介護度	日額	日額	月額	月額	月額	日額	月額	日額	月額			月額
要支援1	183	12	20	40	100	10	10	18	12.80%			14,798円
要支援2	313											23,596円
要介護1	542											40,314円
要介護2	609											44,848円
要介護3	679											49,586円
要介護4	744											53,986円
要介護5	813											58,656円

※ 状態により「退院・退所時連携加算」「看取り介護加算」など他の加算が算定される場合があります

	特定施設入居者生活介護	個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅱ	科学的介護体制加算	医療機関連携加算Ⅰ	夜間看護体制加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅰ			介護保険 (3割負担)
要介護度	日額	日額	月額	月額	月額	日額	月額	日額	月額			月額
要支援1	183	12	20	40	100	10	10	18	12.80%			22,197円
要支援2	313											35,394円
要介護1	542											60,471円
要介護2	609											67,272円
要介護3	679											74,379円
要介護4	744											80,979円
要介護5	813											87,984円

※ 状態により「退院・退所時連携加算」「看取り介護加算」など他の加算が算定される場合があります